

平成30年度出水市社会福祉協議会事業計画

事業方針

近年、少子高齢化の急速な進展や地域社会、家庭機能の変容により、支援が必要な一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、地域コミュニティ機能の衰退、貧困の拡大がみられるなど福祉課題が複雑化、深刻化しています。

国では、平成27年度より「生活困窮者自立支援法」の施行、「子ども、子育て支援制度」の本格実施、さらに、地方創生や一億総活躍社会の実現に向け、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、これらを踏まえ、7月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されるなど「地域共生社会の実現」に向けた取組が進められつつあります。

また、平成29年4月から改正社会福祉法が施行されたほか、今後、「生活困窮者自立支援制度」や「生活保護法」の見直し、医療、介護・障害福祉の報酬改定、「介護保険制度」の改正等がなされていくようであります。

一方、国の平成30年度予算案によれば、これまでの歳出改革の取組を強化しつつ、「人づくり革命」や「生産性革命」等を重点施策として、お年寄りも若者も安心できる「全世代型」の社会保障制度へ転換するとしています。

出水市におきましては、これまでの行政改革効果や地方財政対策、また、地域経済の活性化策による市税の回復基調等により、喫緊の政策課題への迅速な対応や重要施策の積極的な推進を可能とする安定した財政状況になってきたといわれています。今後、新たに策定される「第二次出水市総合計画」に沿った市政運営とあわせて、平成28年2月に策定された「出水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「産業振興・しごと創出戦略」、「結婚・出産・子育て戦略」、「定住・交流促進戦略」に基づき、引き続き人口減少対策の取組を進め、魅力ある地域の創生に取り組むこととしています。

出水市社会福祉協議会としては、その目的である地域福祉の充実発展を図るため、市の施策に連動して事業を展開していく必要があります。市から受託している子育て支援事業であるファミリーサポートセンター事業や学童保育事業の充実を図り、子育て環境の整備に努力してまいります。また、ボランティア活動事業の充実を図り、誰もが地域で安心して暮らし、ふれあい、たすけあう地域づくりを進めてまいります。

一方、高齢化の進展により、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、昨年10月から始めた生活支援サービス事業“暮らしサポートセンター事業”の充実を図るほか、高齢者や障害者等の日常生活を地域で支え合う包括的な支え合いの体制づくりとその受け皿づくりに努めていかなければなりません。

介護保険事業の分野においては、今後予定されている介護報酬改定や介護保険制度改正

に対応しつつ、介護保険事業経営のあり方についても検討を進めてまいります。

出水市社会福祉協議会はその立場、市民の皆さまから期待されている役割を十分に認識し、これまで以上に市行政、県社協等と連携して事務事業に取り組んでいかなければなりません。

これまでも自治会組織、民生委員児童委員協議会連合会、社会福祉関係団体、福祉施設など各分野の関係者との連携協力なくしては効果的な活動はできないという認識の中で事業推進を図ってまいりましたが、今後はさらに連携強化を強めながら、職員のさらなる意識改革を図り、地域住民の立場に立った総合的なサービス提供とサービスの質の向上に努めていくことが求められています。

このような状況をふまえ、平成30年度は以下のような基本目標を掲げるとともに、それに沿った事業計画を策定し、地域福祉の担い手として市民に信頼される多様な福祉サービスを積極的に提供し、市民が安心して暮らせる地域社会の構築を目指して各事業の効果的な実施に努めることとします。

基 本 目 標

- 1 ボランティア活動事業の推進
- 2 ふれあいのまちづくり事業の推進
- 3 在宅福祉サービス事業等の推進
- 4 受託事業の推進
- 5 その他の社会福祉事業への参加・協力と育成事業の推進
- 6 その他の業務及び協力事務等の推進

事 業 実 施 計 画

1 ボランティア活動事業の推進

ボランティアセンターの機能を充実するため、ボランティアに関する情報収集及び発信を行いながら、担い手であるボランティアの育成、教育、援助等を行い、市民のボランティア活動への意識を高めてまいります。

- (1) ボランティアの需給調整やボランティア活動保険の加入及び一部助成等を通じ、ボランティア個人・団体への活動支援に努める。
- (2) ボランティア活動協力校と連携し、ボランティア・福祉教育の推進を図り、次世代の人材育成に努める。
- (3) 災害ボランティアセンター機能の充実や災害ボランティア活動の支援に努め、近隣

社協と連携を強化し、不測の事態に備える。

- (4) ボランティア講座、「生涯学習・福祉・ボランティアフェスタ」の開催及び充実を図り、福祉ボランティアのまちづくりに努める。
- (5) ボランティア受入れ施設等との連携と協調を図る。

2 ふれあいのまちづくり事業の推進

「地域住民の福祉と生きがい・健康づくりは地域住民全体の手で」をモットーに、世代を問わず、お互いの連携の輪を広げて、安心して生活できる地域社会を築いていきます。

- (1) 小地域福祉ネットワーク活動を推進し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、ひとりでは生活困難な心身不自由な方々などを地域住民の協力による見守り・支援活動を通じ疎外感の解消及び孤独死防止に努め、高齢者等が地域で安心して暮らせる、そして支え合う体制づくりを進める。
- (2) 在宅福祉アドバイザー事業と連携して小地域福祉ネットワーク活動を推進する。
- (3) 生きがい対策としての「いきいきサロン」、子育て環境整備のための「子育てサロン」の開設支援と市民参加の促進に努める。
- (4) 心配ごと相談所の充実と一般相談・専門相談の開設により、相談者の問題解決への支援を行う。
- (5) 高齢者元気度アップ・ポイント事業及び高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業により、高齢者のボランティア活動や生きがい、健康づくり活動の推進に努める。

3 在宅福祉サービス事業等の推進

◎ 地域住民（利用者）が選択する介護保険サービスを効率的に利用してもらうとともに地域において高齢者と介護者の家族等の各種相談に応じ支援するため、ランチとしての在宅介護支援センターの充実を努め、包括的なサービスの提供を行いながら、高齢者の自立を助長してまいります。また、住み慣れた自宅において介護状態の程度において訪問介護員の家事援助や身体介護等のサービス提供を受け、安全にしてより快適な生活が送れるよう支援してまいります。

◎ 小規模多機能型居宅介護事業所「暖らん」及び認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）「野菊」の適正な運営に努めます。

・「暖らん」においては、利用者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、家庭的な環境の中で地域住民との交流や地域活動への参加を行いながら、適切なサービスを提供する。

・「野菊」では、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、日常生活の世話や心身の機能訓練等を行い、利用者がその有する能力に応じて、安心と尊厳のある生活を可能な限り自立して営むことができるよう支援する。

◎ 平成29年度から実施している「暮らしサポートセンター事業」の充実強化を図り、住民が主体の相互扶助活動を推進してまいります。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問介護事業
- (3) 訪問入浴介護事業
- (4) 障害者の居宅介護等事業
- (5) 小規模多機能型居宅介護事業
- (6) 認知症対応型共同生活介護事業
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (8) 生活支援サービス事業

4 受託事業の推進

- (1) 老人福祉センターの運営（出水・高尾野・野田各老人福祉センター）
- (2) たかおの交流館の運営
- (3) 児童クラブの運営（7クラブ（障害児児童クラブを含む。））
- (4) ファミリーサポートセンター事業の運営
- (5) 在宅介護支援センターの運営
- (6) シルバーハウジングセンターの管理・運営
- (7) 福祉サービス利用支援事業
- (8) 生活支援体制整備事業

5 その他の社会福祉事業への参加・協力と育成事業の推進

- (1) 社会福祉関係大会への積極的参加（生涯学習・福祉・ボランティアフェスタ，市老人福祉大会・老人スポーツ大会，障害者連絡協議会や母子寡婦会，遺族会等の各総会等，ボランティアズパーティー等）
- (2) 共同募金配分金事業の実施
各種料理教室，移動式ベンチ設置事業，命のカプセル事業，災害見舞，交通遺児への援助，地域活動助成事業，いきいきサロン・子育てサロン事業，福祉団体及びボランティア協力校への助成等

6 その他の業務及び協力事務等の推進

- (1) 社会福祉協議会の体制整備，財政基盤確立の調査・研究，社会福祉会館の適正な維持管理
- (2) 広報紙やホームページ等を活用し，福祉，ボランティア情報の発信を行う。
- (3) 共同募金事務，日赤事務等について，引き続き協力する。

(4) 市老人クラブ連合会，特攻碑顕彰会，護国神社奉賛会，遺族会，障害者連絡協議会
等関係福祉団体への協力